

1964年3月28日(第4回目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時45分~午後 時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久	豪太郎	2番	比嘉	亮定	3番	雄果明昇
4番	安次富	盛信	5番	石川	大英	6番	果昇行光
7番	稻嶺	正康	8番	田川	正繁	9番	春安
10番	又吉	正弘	11番	石川	昌	12番	春安
13番	伊佐	真得	14番	宮城	行	16番	里川
17番	伊佐	貞寿	19番	島武	男	20番	里村
21番	古波藏	清次郎					敏盛

3. 不応招議員は次のとおりである。

14番 仲村喜永 18番 中里幸助

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村春勝	助役	呉屋真徳	収入役	沢しお	安一
総務課長	松川正義	住民課長	仲村春信	民生課長	当山全喜	
財政課長	奥里将俊	水道課長	国吉真義	経済課長	伊佐友誠	
建設課長	島袋昌彦	消防団長	大城仁幸			

7. 議会事務局の出席者

事務局長 宮城光雄 書記 照屋毅、島袋真由、知念善光

8. 議事日程は次のとおりである。

- 日程第1. 議案第1号、1963年度宜野湾市才入才出決算認定について
- " 2. 議案第3号、宜野湾市上水道事業拡張について。
- " 3. 議案第6号、宜野湾市上水道事業の建設改良費を繕修費とするについて。
- " 4. 議案第4号、起債について。
- " 5. 諒問第1号、健康都市宣言について。
- " 6. 議案第2号、1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定について。

1964年3月28日(第4回目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時45分～午後 時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉亮	3番	雄果明昇	4番	盛春安
4番	安次富盛信	5番	嘉川定真	6番	里川大	7番	川里村敏盛
7番	稻嶺正康	8番	石田正繁	9番	安大宮	10番	又吉弘
10番	又吉正弘	11番	石川繁	12番	伊佐得昌	13番	伊佐真得
13番	伊佐真得	15番	宮城盛	16番	伊佐壽行	17番	伊佐貞寿
17番	伊佐貞寿	19番	武島行	20番	仲村行光	21番	古波藏清次郎

3. 不応招議員は次のとおりである。

14番 仲村喜永 18番 中里幸助

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村春勝	助役	吳屋真徳	収入役	沢しお一
総務課長	松川正義	住民課長	仲村春信	民生課長	当山全喜
財政課長	奥里将俊	水道課長	國吉真義	経済課長	伊佐友誠
建設課長	島袋昌兼	消防団長	大城仁幸		

7. 議会事務局の出席者

事務局長 宮城光雄 書記 照屋毅、島袋真由、知念善光

8. 議事日程は次のとおりである。

- 日程第1. 議案第1号、1963年度宜野湾市才入才出決算認定について
- " 2. 議案第3号、宜野湾市上水道事業拡張について。
- " 3. 議案第6号、宜野湾市上水道事業の建設改良費を繕修費とするについて。
- " 4. 議案第4号、起債について。
- " 5. 諸問第1号、健康都市宣言について。
- " 6. 議案第2号、1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定について。

1964年3月28日(第4回目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時45分~午後 時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

議席 氏名	議席 氏名	議席 氏名	議席 氏名
1番 天久 豪太郎	2番 比嘉 定亮	3番 天仲 安大	雄果 明昇
4番 安次富 盛信	5番 石川 真英	6番 川田 正繁	春安 行光
7番 稲嶺 正康	8番 石田 正昌	11番 川城 盛昌	里川 敏盛
10番 又吉 正弘	12番 岸城 駿男	13番 宮島 行男	里村 伸光
15番 伊佐 真得	16番 宮仲 伸	17番 伊佐 貞壽	20番 古波藏 清次郎
21番 古波藏 清次郎			

3. 不応招議員は次のとおりである。

14番 仲村 喜永 18番 中里 幸助

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 仲村 春勝	助役 吳屋 真徳	収入役 沢 し安 一
総務課長 松川 正義	住民課長 仲村 春信	民生課長 当山 全喜
財政課長 奥里 将俊	水道課長 国吉 真義	経済課長 伊佐 友誠
建設課長 島袋 昌兼	消防団長 大城 仁幸	

7. 議会事務局の出席者

事務局長 宮城 光雄 書記 照屋毅・島袋 真由・知念 善光

8. 議事日程は次のとおりである。

- 日程第1. 議案第1号、1963年度宜野湾市才入才出決算認定について
- " 2. 議案第3号、宜野湾市上水道事業拡張について。
- " 3. 議案第6号、宜野湾市上水道事業の建設改良費を繰続費とすることについて。
- " 4. 議案第4号、起債について。
- " 5. 諮問第1号、健康都市宣言について。
- " 6. 議案第2号、1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定について。

- 日程第7・議案第5号、1964年度宜野湾市上水道特別会計才入
才出追加更正予算について。
” 8・決議案第2号、議会議員の本土研修派遣について。
” 9・決議案第1号、譲和発効前補償問題の早期解決方について

9. 会議の終末

議長～出席議員18名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は終了いたしますので、只今より本日(第4日目)の会議を開きます。(午前10時45分)

議長～暫休憩いたします。(午前10時46分)

議長～再開いたします。(午前10時56分)

議長～第1番目にある所の議案第1号、1963年度宜野湾市才入才出決算認定についてを議題といたします。
本案は先に財政委員会の方に付託してありましたので、委員会から報告書が参りますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～財政委員長の報告を求めます。

財政委員長～宜野湾市才入才出決算認定について財政委員会に付託案件として何にされましたか3月18日全委員の出席によって慎重に審査した結果、決算認定の着眼点といたしまして結局予算が議決通りに適正にこれが執行されたかどうか、また予算執行の効果がどの程度の度合であつたかどうか或はまた前年度との予算執行に対する反省もして更にまた特に才入面につきまして、この才入が予算通りに入っているかどうか或はまた同じ才入面におきましても補助金はどの位入ったかどうか起債の状況そういうふうに才入の審査に対するポイントを求めてやつたのであります才出におきましてはいわゆる支出が適正にこれが行われているかどうか或はまた不用額がでているがこれに対する詳細なる理由。そいつた所の検討審査したのであります。また才入減に対する才出の適正或はまたこの才出が実態に行政効果がどの程度もたらされたかどうか、こういつた様な検討或はまた流用が適正に行われているかどうか、その次に違法行為はなかつたかどうか、こういつた様な才入才出面における所の、いうなれば着眼点、ポイント、中心点におきまして慎重に審査した次でござります。会計監査委員の報告にもよりますが、こういつた様な資料も見また各項目によつて必要な場合は当局をして資料を提出せしめて、慎重に審査をしたというふうにしましたが結局金銭上の面証ひよう書類の面、こういつた所は全然ミスがなくスムースに行われておりますけれども、その他の点につきましては非常に不備の点、不満足

日程第7. 議案第5号, 1964年度宜野湾市上水道特別会計才入
才出追加更正予算について。

* 8. 決議案第2号, 議會議員の本土研修派遣について。

* 9. 決議案第1号, 議和発効前補償問題の早期解決方について

9. 会議の眞未

議長～出席議員18名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は終了いたしますので、只今より本日(第4日目)の会議を開きます。(午前10時45分)

議長～暫休憩いたします。(午前10時46分)

議長～再開いたします。(午前10時56分)

議長～第1番目にある所の議案第1号, 1963年度宜野湾市才入才出決算認定についてを議題といたします。

本案は先に財政委員会の方に付託してありましたので、委員会から報告書が参りつておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～財政委員長の報告を求めます。

財政委員長～宜野湾市才入才出決算認定について財政委員会に付託案件として何にされましたか? 3月18日全委員の出席によつて慎重に審査した結果、決算認定の着眼点といたしまして結局予算が議決通りに適正にこれが執行されたかどうか、また予算執行の効果がどの程度の度合であつたかどうか或はまた前年度との予算執行に対する反省もして更にまた特に才入面につきまして、この才入が予算通りに入っているかどうか或はまた同じ才入面におきましても補助金はどの位入ったかどうか起債の状況そういうふうに才入の審査に対するポイントを求めてやつたのであります。才出におきましてはいわゆる支出が適正にこれが行われているかどうか或はまた不用額がでているがこれに対する詳細なる理由。そういう所の検討審査したのであります。また才入減に対する才出の適正或はまたこの才出が実際に行政効果がどの程度もたれたかどうか。こういつた様な検討或はまた流用が適正に行われているかどうか、その次に違法行為はなかつたかどうか、こういつた様な才入才出面における所の。いうなれば着眼点、ポイント、中心点におきまして慎重に審査した訳でござります。会計監査委員の報告にもよりますが、こういつた様な資料も見また各項目によつて必要な場合は当局をして資料を提出せしめて、慎重に審査をしたというふうにしましたが結局金銭上の面証ひよう書類の面、こういつた所は全然ミスがなくスマースに行われておりますけれども、その他の点につきましては非常に不備の点、不満足

すべき点が多々あつたのであります。それそれで議案の内容につきましては 63 年度の一般会計の決算認定であります、こういうふうにして審査そのものが去つた 3 月 18 日から 21 日までここに経過にもありますように、審査については別段支障もなかつたのであります。審査の方法といたしましては当局から市長、総務課長、財政課長、建設課長の出席を求めてその項目必要に応じての質疑、或は資料を提出させまして審査したのであります。この報告書にもあります通り審査に対する、この審査の結果に対する理由がここに明らかになつておりますが、つまり不法性に該当する支出行為が認められたのではあるが、原則としては不法性があるので認めないのであるんだが、然し当局が今後こういつた様な良心的な道義的な立場からして善処するであろうということを本委員会としましては、これは認定したのでございます。留保した少數意見はありませんでした。付帯意見といたしましては一般会計の才入について申上げますというと不納欠損額は収入未済額につきましては、これは毎会計定期例会毎に問題になつておりますが、いわゆる当局の徵稅業務そのものが非常にとは語へいがありますが、消極的なきらいがある。もつと意欲を燃やして積極的に収入未済に対するいわゆる滞納に対する徵稅業務に対する意欲を燃やすならばより収入が入つてくるんではないかというふうに考える所です。結局この欠損額或は収入未済が多いということは、とりもなおさず本市の今後の繁栄、発展を大きくマイナスになつて行くということは御承知の通りであります。

それで委員会といたしましては是非この収入未済に対するところの額をもつと引き上げてもらいたい。いうなれば調定額の 90% 以上も努力してもらいたいということであります。今度の政府補助金でございますがこの決算書にもあります通り 5,600 ドルというものが才入欠かんになつております。これはよく年度におきまして事業そのものは施工されておりますが、よく年度においてこれが入つたんではありますけれども予算の経理面からいたしまして是非共この当該年度において政府補助も大きく努力をいたしまして獲得すべきではないかというふうに委員会といたしましては決定し当局をしてこれを反省せしめるということにしたのであります。

才出につきましてはこの報告書にもありますように第 4 款 1 項 1 目に対して我々といたしましても慎重にどういう面でこれが支出されるかどうかということを質するためには資料の提出をお願いしたんであるが、この審査期間中にこの資料が出来なかつた。提出がなかつたので充分な審査が出来なかつたのであります。才出の(ロ)について(イ)(ロ)(ハ)となつてありますが(ロ)の費目の流用について、これは先程私も申上げました様にこの費目の流用が完全に行つてゐるかどうかということも検討いたしましたけれども、この件につきましても不満な点があつたのであります。才出の(ハ)の方のこの(ハ)の第 4 款 2 項 1 目の 22 節 14,509.20 と相成つておりますがこれは確かに議会の議決又は選挙人の投票に付すべき財産營造物又は議決に付すべき契約に関する条例と市条例の第 5 条にはつきり

すべき点が多々あつたのであります。それそれで議案の内容につきましては63年度の一般会計の決算認定であります、こういうふうにして審査そのものが去つた3月18日から21日までここに経過にもありますように、審査については別段支障もなかつたのであります。審査の方法といたしましては当局から市長、総務課長、財政課長、建設課長の出席を求めてその項目必要に応じての質疑、或は資料を提出させまして審査したのであります。この報告書にもあります通り審査に対する、この審査の結果に対する理由がここに明らかになつておりますが、つまり不法性に該当する支出行為が認められたのではあるが、原則としては不法性があるので認めないのであるんだが、然し当局が今後こういつた様な良心的な道義的な立場からして善処するであろうということで本委員会としましては、これは認定したのでござります。留保した少數意見はありませんでした。付帯意見といたしましては一般会計の才入について申上げますというと不納欠損額は収入未済額につきましては、これは毎会計定期例会毎に問題になつておりますが、いわゆる当局の徴税業務そのものが非常にとは語へいがありますが、消極的なきらいがある。もつと意欲を燃やして積極的に収入未済に対するいわゆる滞納に対する徴税業務に対する意欲を燃やすならばより収入が入つてくるんではないかというふうに考える訳です。結局この欠損額或は収入未済が多いということは、とりもなおさず本市の今後の繁栄、発展を大きくマイナスになつて行くということは歴承知の通りであります。

それで委員会といたしましては是非この収入未済に対するところの額をもつと引き上げてもらいたい。いうなれば調定額の90%以上も努力してもらいたいということであります。今度の政府補助金でございますがこの決算書にもあります通り5,600ドルというものが才入欠かんになつております。これはよく年度におきまして事業そのものは施工されておりますが、よく年度においてこれが入つたんではありますけれども予算の経理面からいたしまして是非共この当該年度において政府補助も大きく努力をいたしまして獲得すべきではないかというふうに委員会といたしましては決定し当局をしてこれを反省せしめるということにしたのであります。

才出につきましてはこの報告書にもありますように第4款1項1目に対して我々といたしましても慎重にどういう面でこれが支出されるかどうかということを質するためには資料の提出をお願いしたんであるが、この審査期間中にこの資料が出来なかつた。提出がなかつたので充分な審査が出来なかつたのであります。才出の(ロ)について(イ)(ロ)(ハ)となつておりますが(ロ)の費目の流用について、これは先程私も申上げました様にこの費目の流用が完全に行つているかどうかということも検討いたしましたけれども、この件につきましても不満な点があつたのであります。才出の(ハ)の方のこの(ハ)の第4款2項1目の22節14,509,20と相成つておりますがこれは確かに議会の議決又は選挙人の投票に付すべき財産營造物又は議決に付すべき契約に関する条例と市条例の第5条にはつきりほつき

つきりとありますが、どうもこの支出の処理が不適当であると、いわゆるいうなれば不法性であるという所を充分に我々といたしまして審査いたしましてこの報告によつて当局はこの処置を充分にとるであろうということを考えましてここに報告として出したのでございます。才入才出全般的な審査を慎重にいたしましたが、結局結論としたしまして申上げますというと何と申しましてもこの市税の才入面であると思います。先程も申上げましたように収入未済が年々これが多くなるということになりますといふと事業面におきましても事業執行におきましてもスムースに行かないということは御承知の通りであります。今後当局はこの収入未済或は不納欠損額に対しましても相当積極的な徴税意欲を出しまして活やくしてもらいたいということであります。以上才入才出につきましてかんたんであります御説明申上げ御報告に変えたいと思います。

尚御質疑がありましたら後でお答えしたいと思います。

議長～本案に対する質疑を求ります。

議長～休憩いたします。(午前11時20分)

議長～再開いたします。(午前11時22分)

1番～お伺いいたします。不納欠損額の内容について御検討されましたか御説明願います。

財政委員長～この決算書には不納欠損額3,914,73ドルとなつておりますが、これはミスプリントでござります。

1番～原案のミスプリントですか。この問題をいかにして監修者の責任者に置いてはいるかお聞きする所であります。それで御質問です。財政委員長～原案のミスプリントです。この数字はですね年度別に申上げますと1956年度に251,88ドル、57年度に1,189,38ドル、58年度に1,719,18ドル、合計4,160,44ドルとこういうふうになつております。不納欠損額がどういうふうになつたかと申しますと、この税種目には市民税・箇定資産税・事業税・不動産取得税と4つの税がございますが、結局その年度毎において当局が充分に手が回らなかつたというふうに思われるであります。

1番～時効によつて欠損額はでたものでありますか。それとも当局の責任によつてこういうものがもたらされたものであるか。或はまた納税者が本市に住居を有しないで不納欠損額にしたものであるのか。

財政委員長～おつしやる通り当市に居住をしていたんだが、その後転出して行方が分らないとか或はその所得者の所得がそれだけの所得がなく

つきりとあります。どうもこの支出の処理が不適当であると、いわゆるいなれば不活性であるという所を充分に我々といたしましては審査いたしましてこの報告によつて当局はこの処置を充分にとるべきであるということを考えましてここに報告として出したのでございます。才入才出全般的な審査を慎重にいたしましたが、結局結論としたしまして申上げますというと何と申しましてもこの市税の才入面であると思います。先程も申上げましたように収入未済が年々これが多くなるということになりますというと事業面におきましても事業執行におきましてもスムースに行かないということは御承知の通りであります。今後当局はこの収入未済或は不納欠損額に対しましても相当積極的な徴税意欲を出しまして活やくしてもらいたいということあります。以上才入才出につきましてかんたんであります。御説明申上げ御報告に変えたいと思います。

尚御質疑がありましたら後でお答えしたいと思います。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～休憩いたします。(午前11時20分)

議長～再開いたします。(午前11時22分)

1番～お伺いいたします。不納欠損額の内容について御検討されましたか御説明願います。

財政委員長～この決算書には不納欠損額3,914,73ドルとなつておりますが、これはミスプリントでございます。

1番～原案のミスプリンですか。

財政委員長～原案のミスプリントです。この数字はですね年度別に申上げますと1956年度に251,88ドル。57年度に1,189,38ドル。58年度に1,719,18ドル。合計4,160,44ドルとこういうふうになつております。不納欠損額がどういうふうになつたかと申しますと、この税種目には市民税・鑑定資産税・事業税・不動産取得税と4つの税がございますが、結局その年度毎において当局が充分に手が回らなかつたというふうに思われる所以であります。

1番～時効によつて欠損額はでたものでありますか。それとも当局の責任によつてこういうものがもたらされたものであるか。或はまた納税者が本市に住居を有しないで不納欠損額にしたものであるのか。

財政委員長～おつしやる通り当市に居住をしていたんだが、その後転出して行方が分らないとか或はその所得者の所得がそれだけの所得がなく

て結局充分に納税が出来なかつたとかという様な，いわゆる微税の高度の角度からしまして微収するにも微収が出きなかつたという様なのが多々あると思います。

4 番～市税の36,32%の滞納額と収入率の81,2%との関連はどうなつてゐるか、これについて御説明願います。尚又同じ附帯意見の才出であります、資料の提出がなくて審査出来なかつたということであればありますけれどもその理由、それから次の費目の流用についての検討云々がございますが具体的にどういつた事実が検討なされたか、これについてお伺いいたします。

財政委員長～監査委員の報告の収入額に対して収入率81,2%というものですか。

4 番～そうです。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時35分)

議 長～再開いたします。(午前11時37分)

財政委員長～充分なる資料が出きなかつたということは第4款第1項(才出)の第1目土木費、これは結局トラックの借上げ料とかグレーンの借上げ料とか廢油散布車の借上げ料とかいろいろあります。役所前の工事費とか附記がなつておりますが、結局この審査期間中に是非この資料を出してこの資料によつて検討して行きたいという意味で、資料提出を求めたんではありますがこの期間中には資料の提出ができなかつたというので充分な審査が出来なかつたという訳であります。その次に費目の流用について検討すべきであるという事は、これは同じく第4款の2項1目の22節委託費この問題であります。いやいや違いましたこれは費目の流用は、これぢやありません。費目の流用と申しますと第2款の5項の4目これは1目4目に相関連するものであります。充分な審査をいたしましたが、研修費である所の予算では今166ドル計上されておるんだが実際には研修費がこれだけでないと更にまた災害補償費としては費目存置ゼードル計上しておりますけれども附記には損害補償費として1目から103ドル19セント。2目の職員更生費から20セントと合計351.11ドルといつた様に費目を流用しておりますが、これについて検討の必要がなかつたかどうかというのであります。

4 番～当局に資料の提出を要請したんだが提出できなかつた理由はどこにあるか、資料は全然準備してなかつたかどうか、それについて当局にお伺いいたします。

委員会としては審査のために必要な資料を求めたということですが提出がなかつたために審査もできなかつたという報告になつております。

て結局充分に納税が出来なかつたとかという様な、いわゆる徵稅の高度の角度からしまして徵収するにも徵収が出きなかつたという様なのが多々あると思います。

4 番～市稅の36.32%の滞納額と収入率の81.2%との関連はどうなつてゐるか。これについて御説明願います。尚又同じ附帶意見の才出であります。資料の提出がなくて審査出来なかつたということでありますけれどもその理由、それから次の費目の流用についての検討云々がござりますが具体的にどういつた事実が検討なされたか、これについてお伺いいたします。

財政委員長～監査委員の報告の収入額に対して収入率81.2%というものですか。

4 番～そうです。

議長～暫休憩いたします。(午前11時35分)

議長～再開いたします。(午前11時37分)

財政委員長～充分なる資料が出きなかつたということは第4款第1項(才出)の第1目土木費。これは結局トラックの借上げ料とかグレーンの借上げ料とか廃油散布車の借上げ料とかいろいろあります。役所前の工業費とか附記がなつておりますが、結局この審査期間中に是非この資料を出してこの資料によつて検討して行きたいという意味で、資料提出を求めたんでありますがこの期間中には資料の提出ができなかつたというので充分な審査が出来なかつたという訳であります。その次に費目の流用について検討すべきであるという事は、これは同じく第4款の2項1目の22節委託費この問題であります。いやいや違いましたこれは費目の流用は、これぢやありません。費目の流用と申しますと第2款の5項の4目これは1目4目に相関連するものであります。充分な審査をいたしましたが、研修費である所の予算では今166ドル計上されておるんだが実際には研修費がこれだけでないと更にまた災害補償費としては費目存置で1ドル計上されておりますけれども附記には損害補償費として1目から103ドル19セント。2目の職員更正費から20セントと合計351.11ドルといつた様に費目を流用しておりますが、これについて検討の必要がなかつたかどうかというのであります。

4 番～当局に資料の提出を要請したんだが提出できなかつた理由はどこにあるか。資料は全然準備してなかつたかどうか、それについて当局にお伺いいたします。

委員会としては審査のために必要な資料を求めたということですが提出がなかつたために審査もできなかつたという報告になつております。

ますが、その資料が要請されなかつたか、或はまた要請されながら提出しなかつたという理由はどこにありますか。

市長～それは私の所には要請は来ておりませんでしたね。どんな資料であるのか、若し今からでも間に合うんでしたら急いで出したいと思います。

議長～暫休憩いたします。(午前11時41分)

議長～再開いたします。(午前11時45分)

市長～4款の5項政府補助金の56,000ドルのよく年度の繰越事業をやつっていて、下の方には積極性を欠いていたものと懲戒されるとなつておりますが、その実情を申上げますと、この政府補助金はバツクアツブの排水工事であります。これについては私は積極的どころでない政府の仕事まではしり回つて一生懸命にやりましたというは、こちらで設計をして出したんだから政府の方でもそれを検討した。そして仲々その予算も出せるようになつているけれども、あの政府補助金は工事の出き高によつて支払いされますので、~~15~~においての検討が非常に長引いたものですから、いろいろの修正の計算やら、それからその特にあそこはフタのある場合とない場合とは水圧、水の抵抗も違いますので、そこも手間取りましたが、最も困つたのはそこには軍施設があります。軍施設内にこの普天間の排水は、私は工事の認可を得た場合にまだこんなに早く軍関係の仕事で認可がこんなに早くおりたことはないと政府の係長はいつておつたんです。それは私が直接弁務官室の経済部長と話して実は~~15~~からまだ弁務官室まで回つてこないのだが約束しようといつて、~~15~~委員会も聞いてもらつてそれでも一々回りくどいものですからその事業はおくれて、よく年まで繰越して、それが完成する様になつたので、私たちとしては非常にこれに対しても積極的に早く解決策をやつしたことを皆さんにそれはまた実証を何するんだつたら、関係請負者にも、請負者の人にかかるからでも何かそのあやしい、そこはいろいろケーブル線やいろんなのが入つていますので、これを切つていいかどうかという様なことまでも、市が積極的にこれは早くこの工事をさせて出きたらこの年度前に補助金を受けて、また引き続き次の年度の事業もさせようとして遼努力をしたんで、努力しないでこの事業が繰越事業になつたと一般の市民の皆様に思われては困りますのでとにかく積極的にやつたということを申上げます。

次の才出について14,509.20ドルは明らかに5条の違反になると。ここにはされておりますが、これをもう少し詳しく云うと14,509.20ドルの中にはそれはどんな仕事かと云うと、建設課の仕事をさせるためには測量や、こそいでそこは測量せにやならんという場合に、その職員が足りないので請負に、そしてこれを消化させていくべきもので、それでは4,000ドル以上になつたら議会の承認を得ると

ますが、その資料が要請されなかつたか、或はまた要請されながら提出しなかつたという理由はどこにありますか。

市長～それは私の所には要請は来ておりませんでしたね。どんな資料であるのか、若し今からでも間に合うんでしたら急いで出したいと思います。

議長～暫休憩いたします。(午前11時41分)

議長～再開いたします。(午前11時44分)

市長～4款の5項政府補助金の56,000ドルのよく年度の繰越事業をやつていて、下の方には積極性を欠いていたものと慶科されるとなつておりますが、その実情を申上げますと、この政府補助金はバツクアツブの排水工事であります。これについては私は積極的どころでない政府の仕事までもはしり回つて一生懸命にやりましたというのと、こちらで設計をして出したんだから政府の方でもそれを検討した。そして仲々その予算も出せるようになつてゐるけれども、あの政府補助金は工事の出き高によつて支払いされますので、~~ノ~~においての検討が非常に長引いたものですから、いろいろの修正の計算やら、それからその時にあそこはフタのある場合とない場合とは水圧、水の抵抗も違いますので、そこも手間取りましたが、最も困つたのはそこには軍施設があります。軍施設内にこの普天間の排水は、私は工事の認可を得た場合にまだこんなに早く軍関係の仕事で認可がこんなに早くおりたことはないと政府の係長はいつておつたんです。それは私が直接弁務官室の経済部長と話して実は~~ノ~~からまだ弁務官室まで回つてこないのだが約束しようといふので、~~ノ~~の委員会も聞いてもらつてそれでも一々回りくどいものですからその事業はおくれて、よく年まで繰越して、それが完成する様になつたので、私たちとしては非常にこれ~~ノ~~に対しては積極的に早く解決策をやつたことを皆さんにそれはまた実証を何するんだつたら、關係請負者にも、請負者の人にかかるからでも何かそのあやしい、そこはいろいろケーブル線やいろんなのが入つていますので、これを切つていいかどうかという様なことまでも、市が積極的にこれは早くこの工事をさせて出きたらこの年度前に補助金を受けて、また引き続き次の年度の事業もさせようとして遙努力をしたんで、努力しないでこの事業が繰越事業になつたと一般の市民の皆様に思われては困りますのとにくく積極的にやつたということを申上げます。

次の才出について14,509,20ドルは明らかに5条の違反になると、ここにはされておりますが、これをもう少し詳しく云うと14,509,20ドルの中にはそれはどんな仕事かと云うと、建設課の仕事をさせるためには測量や、こそいでそこは測量せにやならんという場合に、そこの職員が足りないので請負に、そしてこれを消化させていくべきもので、それでは4,000ドル以上になつたら議会の承認を得ると

云うことになつておりますので。これにかかつたのがただ1件あります。これは私も気付かんで大方はこれが1,4509.20ドルの中の4,170ドルの件これが後200ドルで契約がおちたら議会にまでかけてよかつたんだが、これ1件これにかかるのであつて残りの10,330.20ドルのものは、これにはかからないようになつているとこう思つてあります。これもちゃんと資料もありますので後200ドル位でも安くできたら。そこまでもつていかんでもすぐ仕事が進めて行かれ行かれるんですか。この関係はですねこちらが事業を執行するに非常にやつかいな条例で今すぐ進めようと思つても議会にかけてからということになると執行の面で非常に支障を来たす様なことがありますので。こういうことも御検討なさつてとにかくその中には1件それが入つておつたと。これは本当に申し訳ありません。それだけ全部が反するものにはなつておりますので中にもつとも14,509.20ドルの中にはというふうにしてもらつた方が皆さんの方としては分り易いんぢやないかとこう思ひます。

議長～暫休憩いたします。(午前11時41分)

議長～再開いたします。(午前11時45分)

5番～先程の建設課長の説明によりますと、報告の才出について4款1項1目に対して資料の提出がなかつたということに対する説明がありました。一度出したんだがそれに対して更に細かい点を申されました。出したけれども1日おくれたという説明だつたんですが。課長はそういうふうに私は聞いた様に思いますがそうだつたですか

建設課長～そういうふうな。

5番～そういうふうなぢやなく、そうだつたですか。

私は委員長が事由があつて欠席しておりますので。委員長職務を代理して私自ら建設課長に提出要請をいたしました。そこで多分土曜日だつたかと思いますが、はつきりおぼえておりませんが、たしか土曜日だつたかと思いますが、そうでしたね。

建設課長～そうです。

5番～結局あくる日は建設課長は引続いて来てもらつたら自分も又週間の行事も差支えるんぢやないかと。それは当然考慮しなければいかないので。あんたの方は明日はいなくてもいいから、今求めた資料は明後日出して下さいねといつたら、明後日出します。そういうふうに確実に約束した訳であります。然しその明後日に当る日になつても別に出されてもいませんので。事務局にも連絡して見たら事務局にも出されていないので仕方なくその部分だけは残して他の部分にいわゆる審査を進行して行つた訳です。その日が済んでよく日にな

云うことになつておりますので、これにかかつたのがただ 1 件あります。これは私も気付かんて大方はこれが 1,4509,20 ドルの中の 4,170 ドルの件これが後 200 ドルで契約がおちたら議会にまでかけんとよかつたんだが、これ 1 件これにかかるのであつて残りの 10,3 30,20 ドルのものは、これにはかからないようになつているところ思つてあります。これもちゃんと資料もありますので後 200 ドル位でも安くできたら、そこまでもつていかんでもすぐ仕事が進めて行かれ行かれるとんですか。この関係はですねこちらが事業を執行するに非常にやつかいな条例で今すぐ進めようと思つても議会にかけてからということになると執行の面で非常に支障を来たす様なことがありますので、こういうことも御検討なさつてとにかくその中には 1 件それが入つておつたと、これは本当に申し訳ありません。それだけ全部が反するものにはなつておりますので中にもつとも 14,509,20 ドルの中にはというふうにしてもらつた方が皆さんの方としては分り易いんぢやないかとこう思ひます。

議長～暫休憩いたします。(午前 11 時 4 分)

議長～再開いたします。(午前 11 時 4 分)

5 番～先程の建設課長の説明によりますと、報告の才出について 4 款 1 項 1 目に對して資料の提出がなかつたということに対する説明がありました。一度出したんだがそれに対しても細かい点を申されました。出されたけれども 1 日おくれたという説明だつたんですが、課長はそういうふうに私は聞いた様に思いますがそだつたですか

建設課長～そういうふうな。

5 番～そういうふうなぢやなく。そだつたですか。

私は委員長が事由があつて欠席しておりましたので、委員長職務を代理して私自ら建設課長に提出要請をいたしました。そこで多分土曜日だつたかと思いますが、はつきりおぼえておりませんが、たしか土曜日だつたかと思いますが、そだつたね。

建設課長～そうです。

5 番～結局あくる日は建設課長は引続いて来てもらつたら自分も又週間の行事も差支えるんぢやないかと、それは当然考慮しなければいかないので、あんたの方は明日はいなくてもいいから、今求めた資料は明後日出して下さいねといつたら、明後日出します。そういうふうに確実に約束した訳であります。然しその明後日に当る日になつても別に出されてもいませんので、事務局にも連絡して見たら事務局にも出されていないので仕方なくその部分だけは残して他の部分にいわゆる審査を進行して行つた訳です。その日が済んでよく日にな

つてもまだ気がかりだつたもんですから建設課からの資料はまだ来ないか。やはりまだ来ない。そこで一応はもうやがて来るだろうと思つて一般会計の方はその部分だけ残していわゆる審査を残して、全部終了という所までこぎつけまして、然しここだけが資料がないものですから審査できなくて、特別会計の方の審査に入つた訳であります。それでもまだ資料を出して来ない。然しその中に特別会計の審査も終了していわゆる報告の委託に対する審査の結論を出した訳でありますが、出した時にも事務局にまたその他の事務局職員にも念のためにたしかめました。やはりその時にもまだ届いていませんでした。今私が申上げたのは私が知つている範囲内のものであります。そうなりますと、只今の先程の建設課長の出したんだがけれども1日間に合わなかつたというのはどういう意味ですか。若し出したならどこに、だぞにいつ出したというふうに御説明願いますそれとも出すために事務所の方では準備して作成してあつたんだけれどもという意味ですか。課長さんの意味は。

市長～今の何はですね。補足説明が少しあります。

議長～暫休憩いたします。(午前11時49分)

議長～再開いたします。(午前11時50分)

15番～監査委員の報告について委員会としてはどういうふうにお考えですか。監査委員の報告にはほぼ完べきというふうにしてあります。それが報告書を見ますと不法性に該当する云々があります。これは一体どちらが正しいのかですね。

議長～暫休憩いたします。(午前11時51分)

議長～再開いたします。(午前11時55分)

15番～財政委員長さんにお伺いいたします。原則としては不認定ということになりますが、その決定した理由は認定してよろしいということですか。

財政委員長～委員会は本議案において付託された案件でありますので、慎重に審査した所が、こういう様な不法性もあつたということになれば委員会どいたしましては認定しなくともよいというふうに考えられます。然し財政委員会がこれが不認定になつたとしてもこの決算においては何等効力を失するということはない。然しこういうふうに審査した結果いろいろミスがあつたり違法性があつたりすること。一応附帯意見として出す。それよつて当局が今後道義的に善処し考慮するということを考えまして委員会としては認定をしたということであります。

つてもまだ気がかりだつたもんですから建設課からの資料はまだ来ないか。やはりまだ来ない。そこで一応はもうやがて来るだろうと思つて一般会計の方はその部分だけ残していわゆる審査を残して、全部終了という所までこぎつけまして、然しここだけが資料がないものですから審査できないで、特別会計の方の審査に入つた訳であります。それでもまだ資料を出して来ない。然しその中に特別会計の審査も終了していわゆる報告の委託に対する審査の結論を出した訳でありますが、出した時にも事務局にまたその他の事務局職員にも念のためにたしかめました。やはりその時にもまだ届いていませんでした。今私が申上げたのは私が知つている範囲内のものであります。そうなりますと、只今の先程の建設課長の出したんだがけれども1日間に合わなかつたというのはどういう意味ですか。若し出したならどこに、だぞにいつ出したというふうに御説明願いますそれとも出すために事務所の方では準備して作成してあつたんだけれどもという意味ですか。課長さんの意味は。

市長～今の何はですね。補足説明が少しあります。

議長～暫休憩いたします。(午前11時49分)

議長～再開いたします。(午前11時50分)

15番～監査委員の報告について委員会としてはどういうふうにお考えですか。監査委員の報告にはほぼ完璧というふうにしてありますが、それが報告書を見ますと不法性に該当する云々があります。これは一体どちらが正しいのかですね。

議長～暫休憩いたします。(午前11時51分)

議長～再開いたします。(午前11時55分)

15番～財政委員長さんにお伺いいたします。原則としては不認定ということになりますが、その決定した理由は認定してよろしいということですか。

財政委員長～委員会は本議案において付託された案件でありますので、慎重に審査した所が、こういう様な不法性もあつたということになれば委員会をいたしましては認定しなくともよいというふうに考えられます。然し財政委員会がこれが不認定になつたとしてもこの決算においては何等効力を失するということはない。然しこういうふうに審査した結果いろいろミスがあつたり違法性があつたりすること。一応附帯意見として出す、それよつて当局が今後道義的に善処し考慮するということを考えまして委員会としては認定をしたということであります。

15番～認定しようが、しまいが効力にはかわらないと委員会としては今後反省をするという立場を考えて認定した訳ですね。

10番～今の15番さんの質問に関連して質問いたしますが、ここで不法性に該当する才出行為が認められる。然し当局が良心的に正常な立場に戻るであろうと、その理由として挙げられておりますが、いわゆる委員会の善意の解しやくに立つての理由であるのか。それとも、当局からはつきり善意・良心的な立場に戻るというふうにおきなされたのかどうか。

財政委員長～それは委員会全員の意向であつてですね。何等当局の今後考慮を払うだろう、検討するだろうということではないんです。

1番～委員会の理由が原則としては不認定すべきであるというふうになつておりますが、この原則として不認定と決定すべきという根拠についてもう少し具体的に御説明をお願いいたします。
そういう資料を勘案したという内容についてですね。何故原則として不認定と断定するか、考え方この点について。

財政委員長～結局条例の第5条議会の議決又は選挙人の投票に付すべき財産營造物又は云々を適用した場合には当然違法である。だから委員会としては認定しなくても良いというふうに解しやくされると思います。

1番～原則という資料の根拠につきましては只今のこの考え方方が主体になつた訳ですか、それだけですか。それに対して原則として不認定すべき理由になるという考え方方に立つておられる訳ですね。

財政委員長～そうです。

議長～暫休憩いたします。(午後12時)

議長～再開いたします。(午後12時15分)

3番～委員長お伺いいたします。この才入について調定額の36.32%の滞納額を出していることは、市民の納税意欲の欠如によるよりはむしろ当局の調定態勢の確立がまだなされていないためであるということになりますが、これについて我々は前年度から当局の要する人員も充分増員して大丈夫これだけの人員ではできるという点で前年度も増員するし、又去年も増員したと思うんですが、今年度の税から申上げますが現在市民税を、その状況を見た場合には9月に1日から3日付で徴税すべき令書が各部屋に来ているのが、2月の末で3月頭までに徴収しなさいと既に6月の令書がきています。そういう様な事をしている事態が私としては市民の納税意欲をずつと年度末に

15番～認定しようが、しまいが効力にはかわらないと委員会としては今後反省をするという立場を考えて認定した訳ですね。

10番～今の15番さんの質問に関連して質問いたしますが、ここで不法性に該当する才出行為が認められる。然し当局が良心的に正當な立場に戻るであろうと、その理由として挙げられておりますが、いわゆる委員会の善意の解しやくに立つての理由であるのか、それとも、当局からはつきり善意・良心的な立場で戻るというふうにおききなされたのかどうか。

財政委員長～それは委員会全員の意向であつてですね。何等当局の今後考慮を払うだろう、検討するだろうということではないんです。

1番～委員会の理由が原則としては不認定すべきであるというふうになつておりますが、この原則として不認定と決定すべきという根拠についてもう少し具体的に御説明をお願いいたします。
そういう資料を勘案したという内容についてですね。何故原則として不認定と断定するか、考え方この点について。

財政委員長～結局条例の第5条議会の議決又は選挙人の投票に付すべき財産營造物又は云々を適用した場合には当然違法である。だから委員会としては認定しなくても良いというふうに解しやくされると思います。

1番～原則という資料の根拠につきましては只今のこの考え方方が主体になつた訳ですか、それだけですか。それに対して原則として不認定すべき理由になるという考え方方に立つている訳ですね。

財政委員長～そうです。

議長～暫休憩いたします。(午後12時)

議長～再開いたします。(午後12時15分)

3番～委員長お伺いいたします。この才入について調定額の36.32%の滞納額を出していることは、市民の納税意欲の欠如によるよりはむしろ当局の調定態勢の確立がまだなされていないためであるということではあります。これについて我々は前年度から当局の要する人員も充分増員して大丈夫これだけの人員ではできるという点で前年度も増員するし、又去年も増員したと思うんですが、今年度の税から申上げますが現在市民税を、その状況を見た場合には9月に1日から3日付で徴税すべき令書が各部落に来ているのが、2月の末で3月底までに徴収しなさいと既に6月の令書がきていました。そういう様な事をしている事態が私としては市民の納税意欲をずっと年度末に

になつたら、しわよせが来ますので非常に負担が重くなるのでないかと思つていますが、それについて前年度の方でも調査なされた事があるかどうかですね。そういう、我々は当局の人員はこれだけで妥当だという線で充分定員の方はあると思うんです。それにおいても又そういう面で条例通りやつてないという事態がそこに大きな理由があるんではないかと思うんですが、そこはどこに起因するかですね。そういうことを御調査なさつたかどうか。

財政委員長～結局おつしやる通りですね。この調定額に対する36.32%の滞納額がでているということは1番最初に私申上げた様に毎回々々定例会毎にいつも問題になつてゐる訳ですね。特に市税についての収入未済については、それであらゆる角度から検討し審査した訳であります。結局は当局の徴税業務の態勢が確立が充分にされてないというふうに云えるんじやないかと思います。

3 番～それぢやそれは徴税業務の確立ということですが、それはどういう面であるかと指摘なされたか、例えば人員の不足であるとか、或は内容的に欠かんがあるとか。そういうことは御調査なりませんでしめたか。

財政委員長～先申上げましたようにですね、9月に令書を配るやつが半年後になつてから令書がくるという事例からしましてですね、結局は徴税吏員が手不足であるというふうに、いや不足というよりも手が回らないというふうにいえるんじやないかと思います。

4 番～才出の13ページ3款の1項3目の特殊勤務手当が1,080.50ドル支出されておりますが、これについての御説明願います。何人分で何時間分で何日分であるか、それから良くその需要費の中の11節のバッテリーが103.70ドルになつておりますが現在もつてある消防車が3台その内の1台は新車であります。まだ購入して間もない車のバッテリーがだめになることは考えられない。何個分でありますか、それから19ページの土木費の中の1項2目追加更正で1,432ドル追加されておりますが、不用額がほぼ同じ様な額が出されております。それについての理由、それから20ページの資料が提出されてなく充分な審査ができなかつたという費目であります。それを建設課長にお願いしたいと思います。以上御説明を願います。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時20分)

議 長～再開いたします。(午後12時21分)

総務課長～職員費の特殊勤務手当でございますが、この特殊勤務には出勤と第2種ですね、それを含めまして今の何からしますと全証ひようを

になつたら、しわよせが来ますので非常に負担が重くなるのではないかと思つていますが、それについて前年度の方でも調査なされた事があるかどうかですね。そういう、我々は当局の人員はこれだけで妥当だという線で充分定員の方はあると思うんです。それにおいても又そういう面で条例通りやつてないという事態がそこに大きな理由があるんではないかと思うんですが、そこはどこに起因するかですね。そういうことを御調査なさつたかどうか、

財政委員長～結局おつしやる通りですね。この調定額に対する 36.32 % の滞納額がでているということは 1 番最初に私申上げた様に毎回々々定例会毎にいつも問題になつてゐる訳ですね。特に市税についての収入未済については、それであらゆる角度から検討し審査した訳であります、結局は当局の徴税業務の態勢が確立が充分にされてないというふうに云えるんじやないかと思います。

3 番～それぢやそれは徴税業務の確立ということですが、それはどういう面であるかと指摘なされたか、例えば人員の不足であるとか、或は内容的に欠かんがあるとか、そういうことは御調査なりませんでしたか。

財政委員長～先申上げましたようにですね、9 月に令書を配るやつが半年後になつてから令書がくるという事例からしましてですね、結局は徴税吏員が手不足であるというふうに、いや不足というよりも手が回らないというふうにいえるんじやないかと思います。

4 番～才出の 13 ページ 3 款の 1 項 3 目の特殊勤務手当が 1,080,50 ドル支出されておりますが、これについての御説明願います。
何人分で何時間分で何日分であるか、それから良くその需要費の中の 11 節のバッテリーが 103,70 ドルになつておりますが現在もつてている消防車が 3 台その内の 1 台は新車であります。まだ購入して間もない車のバッテリーがだめになることは考えられない。
何個分でありますか、それから 19 ページの土木費の中の 1 項 2 目追加更正で 1,432 ドル追加されておりますが、不用額がほぼ同じ様な額が出されております。それについての理由、それから 20 ページの資料が提出されてなく充分な審査ができなかつたという費目であります、それを建設課長にお願いしたいと思います。以上御説明を願います。

議長～暫休憩いたします。(午後 12 時 20 分)

議長～再開いたします。(午後 12 時 21 分)

総務課長～職員費の特殊勤務手当でございますが、この特殊勤務には出動と第 2 類ですね、それを含めまして今の何からしますと全証ひようを

集めて見ませんとはつきりした概算は出せないと思いますが、10名平均の108回というふうな算定であります。それからその次のバッテリーでありますがこの消防車の場合には普通の車りようとは違いまして消防活動、いわゆる車が止つて消防活動に入つてもバッテリーはずつとポンプ操作がありますので、使い通しております。そういう関係で又新車の場合にはマイクが付いております。そういう様な車りよう自体の特殊性といいますかな、そういう意味で古い2台のものは取換え、それから今度はその他のものは充電ですかそういうものに支出してあります。

4 番～何個ですか。

総務課長～3個ということになります。充電は4個です。

議長～暫休憩いたします。(午後12時23分)

議長～再開いたします。(午後12時25分)

建設課長～今の御質問の中で一寸わかりにくい点がありますが、これは3,150ドルの経費についてですか。

4 番～2目の道路新設改良費ですが更正ですね。1,432ドルの更正。更正というのはその必要に迫られてやるのが更正ですがね。追加更正といふのは、然しその反面大体これと同じ額が出ているんだがこれはどういう理由かということです。

議長～暫休憩いたします。(午後12時26分)

議長～再開いたします。(午後12時30分)

助役～私の方から御説明申しあげます。4款1項2目の道路新設改良費の方で予算において1,432ドルを追加しておりながら不履行額において1,375ドル41セントを出しておる理由について御説明申上げます。この方は当初予算における7,500ドルの方は大山の道路工事とこの方は土木課関係でございます。長田の農道工事・経済局関係の2,5000ドルこの2つが見込まれておる訳であります。それから追加更正の1,432ドルの方には嘉数の農道工事。これは前年度からの持ち越しの工事完成するための追加更正予算でございます。それで経費が8,932ドルそれから前年度繰越の分として9,716ドルございますが、この方は大山の工事と赤道の工事。それに嘉数の工事。これだけ入つていているのでございます。それで実際に使つた分につきましては大山の工事の方が1万ドル嘉数の工事が1,482,92ドル。赤道の工事が1,716ドルそれから宜野湾が1,659,45ドル。その他695,25ドルというふうになつておりますが、この方は予算の方に計上されて見込まれてなかつた分がいくらか執行されておる様になつております

集めて見ませんとはつきりした概算は出せないと思いますが、10名平均の108回というふうな算定であります。それからその次のバッテリーでありますがこの消防車の場合には普通の車りようとは違いまして消防活動、いわゆる車が止つて消防活動に入つてもバッテリーはずつとポンプ操作がありますので、使い通しております。そういう関係で又新車の場合にはマイクがついております。そういう様な車りよう自体の特殊性といいますか、そういう意味で古い2台のものは取換え、それから今度はその他のものは充電ですかそういうものに支出しております。

4 番～何個ですか。

総務課長～3個ということになります。充電は4個です。

議長～暫休憩いたします。(午後12時23分)

議長～再開いたします。(午後12時25分)

建設課長～今の御質問の中で一寸わかりにくい点がありますが、これは3,150ドルの経費についてですか。

4 番～2目の道路新設改良費ですが更正ですね。1,432ドルの更正。更正というのはその必要に迫られてやるのが更正ですがね。追加更正というのは、然しその反面大体これと同じ額が出ているんだがこれはどういう理由かということです。

議長～暫休憩いたします。(午後12時26分)

議長～再開いたします。(午後12時30分)

助役～私の方から御説明申しあげます。4款1項2目の道路新設改良費の方で予算において1,432ドルを追加しておりながら不要額において1,375ドル41セントを出しておる理由について御説明申上げます。この方は当初予算における7,500ドルの方は大山の道路工事とこの方は土木課関係でございます。長田の農道工事・経済局関係の2,500ドルこの2つが見込まれておる額であります。それから追加更正の1,432ドルの方には嘉数の農道工事。これは前年度からの持ち越しの工事完成するための追加更正予算でございます。それで経費が8,932ドルそれから前年度繰越の分として9,716ドルございますが、この方は大山の工事と赤道の工事。それに嘉数の工事。これだけ入つてるのでございます。それで実際に使つた分につきましては大山の工事の方が1万ドル嘉数の工事が1,482,92ドル。赤道の工事が1,716ドルそれから宜野湾が1,659,45ドル。その他695,25ドルというふうになつておりますが、この方は予算の方に計上されて見込まれてなかつた分がいくらか執行されておる様になつております

ですが、この方は長田の工事が政府の方から63年度において執行できない様なかつこうになりますので、その方のかた代りとして執行されている様になつております。それから7款の展示は設置費の方が300ドル予算化しておりますが、全額不~~用~~額になつている点を御説明申し上げます。この件は経済課の方で300ドル市町村事業として当初予算に計上して執行すると云ふうに予算化してありましたが政府の方でも同じ様な項目の何ぞ展示は設置が計画されておりましたので、この方は政府の割りとては当初においてはなかつたのが年度中途からして他の市町村の方で執行できないというふうな関係になりましたので宜野湾の方でこれを計画して既に実施もしつつあるんだから宜野湾にやらしてくれという何ぞ全額政府の計画による設置費の方にかた代りしたために予算消化はされないということになつておりますが実施はされておる訳であります。

4 番～この事業は実施されている訳ですか。

助 役～事業は実施されている訳ですが、然し市の予算では不用額になつて政府の予算で実施されたという事になる訳です。計画そのものは市の計画でやられている訳です。

議 長～暫休憩いたします。（午後12時34分）

議 長～再開いたします。（午後12時35分）

議 長～別になければ質疑を打切りたいと思いますが御異議ございませんか

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打切ることにいたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

4 番～討論省略の動議を提出いたします。

（賛成と呼ぶ）

議 長～只今議員より討論省略の動議が提出され所定の賛成者がありましたので動議は成立いたしました。

議 長～討論を省略することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がないものと認め本案に対する討論を省略することにいたします

ですが、この方は長田の工事が政府の方から63年度において執行できない様なかつこうになりますので、その方のかた代りとして執行されている様になつております。それから7款の展示ほ設置費の方が300ドル予算化しておりますが、全額不要額になつている点を御説明申し上げます。この件は経済課の方で300ドル市町村事業として当初予算に計上して執行すると云ふうに予算化してありましたが政府の方でも同じ様な項目の何で展示ほ設置が計画されておりましたので、この方は政府の割よりとしては当初においてはなかつたのが年度中途からして他の市町村の方で執行できないというふうな関係になりましたので宜野湾の方でこれを計画して既に実施もしつつあるんだから宜野湾にやらしてくれという何で全額政府の計画による設置費の方にかた代りしたために予算消化はされないということになつておりますが実施はされておる訳であります。

4 番～この事業は実施されている訳ですか。

助 役～事業は実施されている訳ですが、然し市の予算では不用額になつて政府の予算で実施されたという事になる訳です。計画そのものは市の計画でやられている訳です。

議 長～暫休憩いたします。（午後12時34分）

議 長～再開いたします。（午後12時35分）

議 長～別になければ質疑を打切りたいと思いますが御異議ございませんか
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打切ることにいたしました。

議 長～本案に対する討論を求めます。

4 番～討論省略の動議を提出いたします。

(賛成と呼ぶ)

議 長～只今議員より討論省略の動議が提出され所定の賛成者がありましたので動議は成立いたしました。

議 長～討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案に対する討論を省略することにいたします

議長～議案第1号 1963年度宜野湾市才入才出決算認定についてを表決に付します。

議長～委員会の報告通り認定することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので議案第1号、1963年度宜野湾市才入才出決算認定については認定することに決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後12時36分)

議長～再開いたします。(午後12時40分)

議長～議案撤回の文書がまいつておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～日程の順に従いまして日程第9・議案第3号、宜野湾市上水道事業拡張についてを議題といたします。本案件は経工委員会に付託していましたが、委員会より報告書がまいつておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。～委員長の報告を求めます。

経工委員長～皆様方のお手許にお配りした通りでございます。この案件に対しては数日を費しましてあらゆる面から検討しましたところ、その中途において情勢の変化がございまして最早委員会としまして、該案件についてこれ以上審査する必要はないという意見がまとまりましたので、本報告書の通り本会議に返戻することに決定いたしております。以上御報告申上げます。
尚かつ又議案第6号、議案第3号とも関連いたす問題でありますので当然第3号とかみ合わせて返戻すべきものと決定いたしまして、本会に返戻いたしません。以上報告いたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

5番～審査する必要ないと認めたのは情勢の変化となつておりますが、この情勢の変化の具体的な内容説明をお願いいたします。

経工委員長～情勢の変化と申しますのは該問題についていろいろ研究してまつた。その中途において水道公社においていわゆる5号線沿いの給水計画があるという情報に接しまして、そぞちやその情報の真偽および性について確認しようぢやないかという観で水道公社までまいつたのでございます。向こうに行つて懇意でございますけれども名前はちよつと覚えておりませんが、その方ともう1人多分工務関係の方と思つておりますが、説明によりますと現在65会計年度において

議長～議案第1号 1963年度宜野湾市才入才出決算認定についてを表決に付します。

議長～委員会の報告通り認定することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので議案第1号、1963年度宜野湾市才入才出決算認定については認定することに決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後12時36分)

議長～再開いたします。(午後12時40分)

議長～議案撤回の文書がまいつておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～日程の順に従いまして日程第9・議案第3号、宜野湾市上水道事業拡張についてを議題といたします。本案件は経工委員会に付託しておりましたが、委員会より報告書がまいつておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。～委員長の報告を求めます。

経工委員長～皆様方のお手許にお配りした通りでございます。この案件に対しては數日を費しましてあらゆる面から検討しましたところ、その中途において状勢の変化がございまして最早委員会としまして、該案件についてこれ以上審査する必要はないという意見がまとまりましたので、本報告書の通り本会議に返戻することに決定いたしております。以上御報告申上げます。
尚かつ又議案第6号、議案第3号とも関連いたす問題でありますので当然第3号とかみ合わせて返戻すべきものと決定いたしまして、本会に返戻いたします。以上報告いたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

5番～審査する必要はないと認めたのは状勢の変化となつておりますが、この状勢の変化の具体的な内容説明をお願いいたします。

経工委員長～状勢の変化と申しますのは該問題についていろいろ研究してまいつた。その中途において水道公社においていわゆる5号線沿いの給水計画があるという情報に接しまして、そぞぢやその情報の真偽よろ性について確認しようぢやないかという訳で水道公社までまいつたのでございます。向こうに行つて総裁でございますけれども名前はちよつと覚えておりませんが、その方ともう1人多分工務関係の方と思つておりますが、説明によりますと現在65会計年度において

國頭から那覇までのいわゆる送水パイプの工事が施工され、かつ65年次において5号線への給水施設の設計の予算がすでに組まれてゐる段階です。そして該5号線への工事が66会計年度において施工する。こういう段階にきてはいるのでござります。この工事内容でございますけれども、本委員会に付託されましたところのその工事内容と水道公社における計画内容とがいわゆる規模こそ差あれ、この工事内容においては何等変らないのであります。したがいまして委員会が検討する上においてそこにはただ時間的なずれそのものは認められるけれどもその工事自体においては何等変るところはないという観点から、該事業が83,000余ドルという多額の起債を伴わなくちや出きない工事でございますので、1ヶ年を待つことによつて83,000余ドルという起債の必要がないという事実をつかんだことによつて当然本問題を審議する必要はないと。こう認めましたので本会議に返戻する段階であります。

議長～只今経工委員長より報告のあつた様に本案件は本会議に差戻したいという御要望がある様でございますが、御諮りいたします。

議長～差戻しを承認するかしないかをお諮りいたします。承認することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので本案は本会議に差戻すことに決定いたします。

議長～御手許にもお配りしてあると思うんですが議案第3号、第4号、第6号についても提案者より議案撤回の請求がまいっておりますので一応事務局長をして朗読せしめます。

助役～市長に代りまして私の方から御説明申しあげます。本案は本市の水道事業につきまして5号線沿いの給水計画をいたしまして、この事業推進にあたつての案件になつております特に去年から議会の問題として検討していただいて来た所の案件でございまして、今回どうしてもこれを次年度からこれを着工にもつていこうと、そして御承知の様に宜野湾5号線一帯のかん害対策の一環からして、また水道事業の一環からして早急にそれをやつて行かなければという何で提案した段階でございますが、只今経工委員長の方から報告もありました様にその後にいたりまして、審査過程におきまして結局は、琵琶として、果して本案件提案の方が妥当であるかどうかということの審議の段階において結局はかん害対策の何からして早期にやらなければいかないと、又全市一円の水道を早く実現させる上においても早急にやらなければいかない問題であるんだが然し運営面において果して83,000余ドルの起債をして本年度、是非やらなければいかない段階であるかという点につきまして審議していただいた段階で

国頭から那覇までのいわゆる送水パイプの工事が施工され、かつ6
5年次において5号線への給水施設の設計の予算がすでに組まれて
いる訳です。そして該5号線への工事が66会計年度において施工
する。こういう段階にきております。この工事内容でござりますけれども、本委員会に付託されましたところのその工事内
容と水道公社における計画内容とがいわゆる規模こそ差あれ、この
工事内容においては何等変らないのであります。したがいまして委
員会が検討する上においてそこにはまだ時間的なずれそのものは認
めるけれどもその工事自体においては何等變るところはないという
観点から、該事業が83,000余ドルという多額の起債を伴わなくち
や出きない工事でございますので、1ヶ年を待つことによつて83,
000余ドルという起債の必要がないという事実をつかんだことによ
つて当然本問題を審議する必要はないと。こう認めましたので本会
議に返戻する訳であります。

議長～只今経工委員長より報告のあつた様に本案件は本会議に差戻したい
という御要望がある様でございますが、御説りいたします。

議長～差戻しを承認するかしないかをお説りいたします。承認することに
御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので本案は本会議に差戻すことに決定いたし
ます。

議長～御手許にもお配りしてあると思うんですが議案第3号・第4号・第
6号についても提案者より議案撤回の請求がまいっておりますので
一応事務局長をして朗読せしめます。

助役～市長に代りまして私の方から御説明申しあげます。本案件は本市の
水道事業につきまして5号線沿いの給水計画をいたしまして、この
事業推進にあたつての案件になつております特に去年から議会の
問題として検討していただきて来た所の案件でございまして、今回
どうしてもこれを次年度からこれを着工にもつていこうと、そして
御承知の様に宜野湾5号線一帯のかん害対策の一環からして、また
水道事業の一環からして早急にそれをやつて行かなければという何
て提案した訳でございますが、只今経工委員長の方から報告もあり
ました様にその後にいたりまして、審査過程におきまして結局は、
やはり果して本案件提案の方が妥当であるかどうかということの
審議の段階において結局はかん害対策の何からして早期にやらな
ければいかないと、又全市一円の水道を早く実現させる上において
も早急にやらなければいかない問題であるんだが然し運営面において
果して83,000余ドルの起債をして本年度、是非やらなければいか
ない段階であるかという点につきまして審議していただいた訳です

が、この点につきましても結局は市の水道がフル制によつて運営される以上は結局そういう面からしても早急にやらなければいけない問題ぢやないかとそういうふうになつておつた訳でございますが、然しちよう度これを審議しておる時に審議した日に皆様御承知の様にタイムスの方で前日それから新報の方でよく目の新聞にりゆきゆう水道公社の全りう水道計画の方が新聞でもつて発表になつた訳であります、そして時期的な問題からした場合には結局そういう水道公社の計画と併せて考えた場合には尙検討する必要はないかそういう何で結局は新聞面だけではこれは真びよう性の方はどうかという何はありました。委員会が活動しておる時でございましたので、当局と一緒に水道公社の計画を聞いてきてからでなければといふことになりまして委員会にも特にお願ひいたしまして、一緒になつてもらつて水道公社の計画を聞いた訳でございます。水道公社の計画につきましては、只今委員長さんからも説明がありました通りであります、この案件に盛られております時期の面からしまして結局時期的には1年そこそこ遅いのずれはあると、それから規模においてはこつちのとよりはるかに上回つておると。そういうふうな計画をキヤッちいたしましたので、しかばこれに対してどうするかということについて考えて見ました場合において、自己水源をもつてやるんだつたらともかくとして、本市の水道事業そのものはどうしても水道公社の上水を相手としての事業でございますので、どうしても水道公社の事業にマツチさせて行つた方が良いんぢやないかと、それとばく大の資金をかけて1ヶ年早くやると又1ヶ年待つて水道公社の費用でもつて施設した何を利用すると、そういう面からした場合においては同地域の住民に対しては甚だ申証けない何ではございますが、当局としましても水道公社の計画をこれから実施に向つてお願いし又協力を推進させて行く様に今後折衝を密にして早目にこの計画が実現する様にという働きかけを今後やることからしまして今回は折角提案をして皆様の御審議をわざらわしておる訳ですが、本案件については3ヶとも水道事業の拡張に伴う案件でございましたので以上の点からしまして今回の提案を撤回したいと思う訳でございます。どうかよろしくお願ひいたします

議長～本件に対する質疑を打切ることに御異議ございませんか。

5番～只今の撤回要求の理由説明は経工委員長をして報告されました66会計年度に計画されているようでございますが、やはり水でありますからには来期の会計年度(65会計年度)に特に宜野湾市の方を工事着手にまでもつていける様な、1年度事業を繰り上げるというふうにさせてもらうために水道公社に積極的に働きかける様な構想が何かありましたら承わりたい。

66会計年度は向こうの計画でありますか、1ヶ年先にさせるというような。

が、この点につきましても結局は市の水道がプール制によつて運営される以上は結局そいつた面からしても早急にやらなければいけない問題ぢやないかとそういうふうになつておつた訳でござりますが、然しちよう度これを審議しておる時に審議した日に皆様御承知の様にタイムスの方で前日それから新報の方でよく日の新聞にりゆきゆう水道公社の全りう水道計画の方が新聞でもつて発表になつた訳であります、そして時期的な問題からした場合には結局そういう水道公社の計画と併せて考えた場合には尙検討する必要はないかそういう何で結局は新聞面だけではこれは真びよう性の方はどうかという何はありました。委員会が活動しておる時でございましたので、当局と一緒に水道公社の計画を聞いてきてからでなければといふことになりますして委員会にも特にお願ひいたしまして、一緒にいつてもらつて水道公社の計画を聞いた訳でございます。水道公社の計画につきましては、只今委員長さんからも説明がありました通りであります、この案件に盛られております時期の面からしまして結局時期的には1年そこそこ遅いのずれはあると、それから規模においてはこつちのとよりはるかに上回つておると、そういうふうな計画をキヤッчиいたしましたので、しかばこれに對してどうするかということについて考えて見ました場合において、自己水源をもつてやるんだつたらともかくとして、本市の水道事業そのものはどうしても水道公社の上水を相手としての事業でございますので、どうしても水道公社の事業にマツチさせて行つた方が良いんぢやないかと、それとぼく大の資金をかけて1ヶ年早くやると又1ヶ年待つて水道公社の費用でもつて施設した何を利用すると、そういう面からした場合においては同地域の住民に對しては甚だ申訳けない何ではございますが、当局としましても水道公社の計画をこれから実施に向つてお願ひし又協力を推進させて行く様に今後折衝を密にして早目にこの計画が実現する様にという働きかけを今後やるといふことからしまして今回は折角提案をして皆様の御審議をわざらわしておる訳ですが、本案件については3ヶ月とも水道事業の拡張に伴う案件でございましたので以上の点からしまして今回の提案を撤回したいと思う訳でございます。どうかよろしくお願ひいなします

議長～本件に対する質疑を打切ることに御異議ございませんか。

5番～只今の撤回要求の理由説明は経工委員長をして報告されました66会計年度に計画されているようでございますが、やはり水でありますからには来期の会計年度(65会計年度)に特に宜野湾市の方を工事着手にまでもつていける様な、1年度事業を繰り上げるというふうにさせてもらうために水道公社に積極的に働きかける様な構想が何かありましたら承わりたい。
66会計年度は向こうの計画でありますか、1ヶ年先にさせるといふような。

助役～この点につきましては宜野湾の5号線地域の水事情からしまして只今5番さんがおつしやられた通り66会計年度。

5番～市のこの計画は66会計年度におけるところの実施計画でありますね、65会計年度に実施させるという。

助役～この点につきましては水道公社の計画としまして新聞にも出て発表なつておりましたが、先に米国議会の方からバスマンという議員が来沖された場合に水道公社の資金として250万ドルと200万ドル計450万ドル、この方が64年度の水道公社への資金割当てでございまして、この方はかん那川の水源の開発と、それから石川の上水場の開設、それから石川から那覇までの水道管特にその方は安谷屋から30号線を通りましてそして熱田から与那原に至つての13号線を通つて44号線を通つて那覇に結ばれるというふうになつております、その資金に当たられるものとしてすでに交付されておる訳でございます。それと65年度におきましては現在キヤラウエイ高等弁務官がその折衝にも行つておる様でございますが、これは水道公社事業資金として710万ドルこの方に宜野湾の5号線の水道管敷設とそれからタフクの設置の事業計画のための予算として2万ドル組まれておる様なかつこうになつておる訳でございます。只今5番さんがおつしやられた様に65年度において早期にこれを実施してもらう様水道公社に当つてもらえるかどうかという何でございますが、当然当局としましてもそういうふうに今後当つて行きたいとは思つておりますが、水道公社の事業計画そのものは、只今も申し上げました通りに宜野湾においては65年度において調査設計し、そして66年度で実施するということがはつきりいわれておありますから、これが果して65年度に、66年度に実施出くるかどうかについては結局水道公社の予算そのものも関連いたしますので、こちらとしてはそういうふうに折衝もして早目にやつてもらうようお願いはしましても向こうは又その可能性についてはどうかという点は今のところ見越しがついては、はつきりしないであります。

議長～別になければ質疑を打切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打切ることにいたします。

議長～お諮りいたします。只今助役から説明がありました様に、また経工委員長さんの説明もありました様に理由がありますので、本事件の撤回について承認するかどうか、お諮りいたします。

議長～撤回請求について承認するか否かことに御異議ございませんか。

助 役～この点につきましては宜野湾の5号線地域の水事情からしまして只今5番さんがおつしやられた通り66会計年度。

5 番～市のこの計画は66会計年度におけるところの実施計画でありますね、65会計年度に実施させるという。

助 役～この点につきましては水道公社の計画としまして新聞にも出て発表なつておりましたが、先に米国議会の方からパスマンという議員が来沖された場合に水道公社の資金として250万ドルと200万ドル計450万ドル。この方が64年度の水道公社への資金割当てでございまして、この方はかん那川の水源の開発と、それから石川の上水場の開設、それから石川から那覇までの水道管特にその方は安谷屋から30号線を通りましてそして熱田から与那原に至つての13号線を通つて44号線を通つて那覇に結ばれるというふうになつております。その資金に当たられるものとしてすでに交付されておる訳でございます。それと65年度におきましては現在キヤラウエイ高等弁務官がその折衝にも行つておる様でございますが、これは水道公社事業資金として710万ドルこの方に宜野湾の5号線の水道管敷設とそれからタックの設置の事業計画のための予算として2万ドル組まれておる様なかつこうになつておる訳でございます。只今5番さんがおつしやられた様に65年度において早期にこれを実施してもらう様水道公社に当つてもらえるかどうかという何でございますが、当然当局としましてもそういうふうに今後当つて行きたいとは思つておりますが、水道公社の事業計画そのものは、只今も申し上げました通りに宜野湾においては65年度において調査設計し、そして66年度で実施するということがはつきりいわれておありますから、これが果して65年度に、66年度に実施出けるかどうかについては結局水道公社の予算そのものも関連いたしますので、こちらとしてはそういうふうに折衝をして早目にやつてもらうようお願ひはしましても向こうは又その可能性についてはどうかという点は今のところ見越しがついては、はつきりしないのであります。

議 長～別になければ質疑を打切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打切ることにいたします。

議 長～お諮りいたします。只今助役から説明がありました様に、また経工委員長さんの説明もありました様に理由がありますので、本事件の撤回について承認するかどうか、お諮りいたします。

議 長～撤回請求について承認するか否か、ことに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので議案第3号、宜野湾市水道事業拡張について、議案第4号、起債について、議案第6号、宜野湾市水道事業の建設改良費を繰続費とすることについての3案件を総括承認することにいたします。

議長～暫休憩いたします。(午後3時13分)

議長～再開いたします。(午後3時15分)

議長～日程の順に従いまして質問第1号、健康都市宣言についてを議題といたします。本案件は先に経工委員会の方に付託してありましたがその審査報告がまいつておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～経工委員長の報告を求めます。

経工委員長～質問第1号、健康都市宣言については本委員会に付託になりました、その審査の経過を御報告申上げます。一応書面にして、今後事務局長をして朗読いたしました通りでございます。なるほどその内容に振れた場合、大変結構なことございます。ことわざにもあります様にローマは一日にしてならずと、そのいわゆる趣旨そのものが実際具現するというものは遠い将来のことでありましょうけれども、一応市の性格付けをするという面において賛成でございましたかつ又その盛られた内容そのものには、それ相当額の予算を伴うものがありますので、今後執行当局においては単なる空宣言に終らすことなく所期の目的を達成するために、それ相当の予算化をして一日も早く目標が達成する様希望いたしまして本案件を原案通り、一応認めて答申した訳でございます。以上御報告申上げます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後3時24分)

議長～再開いたします。(午後3時32分)

議長～質疑がないようありますので、本案にたいする質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることにいたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がございますが、省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を省略することにいたします。

議長～諮問第1号、健康都市宣言についてを表決に付します。
原案通り可として答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、諮問第1号健康都市宣言については、原案通り可として答申することに決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後3時33分)

議長～再開いたします。(午後3時35分)

議長～日程の順に従いまして議案第2号、1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定についてを議題といたします。本案件は先に財政委員会に付託してありましたが、委員会より報告書がまいっていますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～財政委員長の報告を求めます。

財政委員長～1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定については、本会議において付託されましたので、本委員会といたしましては慎重に審査したのでありますが、その経過を御報告申し上げます。審査の方法につきましては当局よりあらゆる資料の提供を求める同時に助役、水道課長、の出席をお願いしまして、その資料、又この決算によつてにらみ合せながら慎重に審査したのであります。この報告にもありますようにいわゆる付帯意見といたしまして才入面において貸倒れがない様に、いわゆる貸権確保に留意をしてもらいたい。それから工事見積につきましてもあくまでこの需要者の利益の立場ですべきであると、こういう付帯意見のもとに本決算は認定するものというふうに決定したのであります。その理由としましては妥当であつたからというふうにいたしまして、審査をした様な訳であります。以上簡単ではありますが報告いたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がございますが、省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を省略することにいたします。

議長～諮問第1号、健康都市宣言についてを表決に付します。
原案通り可として答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、諮問第1号健康都市宣言については、原案通り可として答申することに決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後3時33分)

議長～再開いたします。(午後3時35分)

議長～日程の順に従いまして議案第2号、1963年度宜野湾市上下水道特別会計才入才出決算認定についてを議題といたします。本案件は先に財政委員会に付託してありましたが、委員会より報告書がまいりておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～財政委員長の報告を求めます。

財政委員長～1963年度宜野湾市上下水道特別会計才入才出決算認定については、本会議において付託されましたので、本委員会といたしましては慎重に審査したのでありますが、その経過を御報告申し上げます。審査の方法につきましては当局よりあらゆる資料の提供を求める同時に助役、水道課長、の出席をお願いしまして、その資料、又この決算によつてにらみ合せながら慎重に審査したのであります。この報告にもありますようにいわゆる付帯意見といたしまして才入面において貸到れがない様に、いわゆる負権確保に留意をしてもらいたい。それから工事見積につきましてもあくまでもこの需要者の利益の立場ですべきであると、こういう付帯意見のもとに本決算は認定するものというふうに決定したのであります。その理由としましては妥当であつたからというふうにいたしまして、審査をした様な訳であります。以上簡単ではありますが報告いたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

19番～付帯意見の2ヶの項でございますが、工事見積はあくまでも需要者の利益の立場でなすべきであるというふうになつておりますけれども、これが、その具体的事例についてですね。

財政委員長～この水道事業は御承知の通りあくまでも公益事業であるし、観点とい
点といたしましては、需要者の立場を考慮すべきであるということによつて、水盛もその範囲内においてすべきではないかと思われます。この才出面にもあります。いわゆる当初の予算額に対しまして事業執行によつてその入札差額が出たということからしましても工事水盛がやや上まわつたんじやないかという様な事例があります関係で、なるべく需要者の利益の立場からそういうふうに水盛も算定して出した方がよろしいということです。

議長～暫休憩いたします。(3時45分)

議長～再開いたします。(3時46分)

4番～若干お伺いします。才出の42ページの1款1項の3目、減価償却費でありますが、その減価償却費の算定の基礎ですね、それからどういう理由で3,070ドルが流用になつて、そのまま不戻額になつておりますが、それについて御説明願います。

監査委員の審査意見書の中に貸借対照表その他損益計算書等が作成されなければならないということですが、それについてお伺いします。

財政委員長～減価償却費1,547ドルの算定の基礎と申しますと、これはいわゆる65年度からは最と明りように分るにはやはりこの商業簿記によつて処理した方が分りやすいという意味で、65年度からは商業簿記簿記経理によつて処理をしてもらいたいというふうに当局にもお願ひをしてありますが、この減価償却の1,547ドル額は積立るべきではなかつたと。

議長～暫休憩いたします。(午後3時50分)

議長～再開いたします。(午後4時5分)

4番～42ページのですね。元利償還金の4,200余ドルの不戻額が出ておりますが、それについてどういふ理由で、この不戻額が出たかですね。それについて。

財政委員長～結局これは開金に償還すべきものをですね。結局しないで事業執行するということぞ、この不戻額が64年度に繰越されたという

議長～本案に対する質疑を求めます。

19番～付帯意見の2ヶの項でございますが、工事見積はあくまでも需要者の利益の立場でなすべきであるというふうになつておりますけれども、これが、その具体的事例についてですね。

財政委員長～この水道事業は御承知の通りあくまでも公益事業であるし、観点とい
点といたしましては、需要者の立場を考慮すべきであるということ
によつて、水盛もその範囲内においてすべきではないかと思われま
す。この才出面にもあります。いわゆる当初の予算額に対しまし
て事業執行によつてその入札差額が出たということからしましても
工事水盛がやや上まわつたんじやないかという様な事例があります
関係で、なるべく需要者の利益の立場からそういうふうに水盛も算
定して出した方がよろしいということあります。

議長～暫休憩いたします。(3時45分)

議長～再開いたします。(3時46分)

4番～若干お伺いします。才出の42ページの1款1項の3目、減価償却費であります
が、その減価償却費の算定の基礎ですね、それからどういう理由で3,070ドルが流用になつて、そのまま不要額になつて
おりますが、それについて御説明願います。
監査委員の審査意見書の中に貸借対照表その他損益計算書等が作成
されなければならないということですが、それについてお伺いしま
す。

財政委員長～減価償却費1,547ドルの算定の基礎と申しますと、これはいわ
ゆる65年度からは最と明りように分るにはやはりこの商業簿記に
よつて処理した方が分りやすいという意味で、65年度からは商業簿記
簿記経理によつて処理をしてもらいたいというふうに当局にもお願
いをしてありますが、この減価償却の1,547ドルは積立るべきで
はなかつたと。

議長～暫休憩いたします。(午後3時50分)

議長～再開いたします。(午後4時5分)

4番～42ページのですね。元利償還金の4,200余ドルの不要額が出てお
りますが、それについてどういふ理由で、この不要額が出たかです
ね。それについて。

財政委員長～結局これは開金に償還すべきものをですね、結局しないで事業
執行するということです、この不要額が64年度に繰越されたとい

ことになつておるんですね。

4 番～これだけの利益金が出てゐるのにそういうような誓約の支払金を来年に、次年度にこれだけ越して払うべき金は予算にとられてありますので、次年度にもち越して払う必要はないんじやないかと思いますが、それについては、どういつた様な理由があつたかですね。次年度にもち越さなければならないというのは。

5 番～只今の御質問にお答えします前に委員会の審査におきました、4番議員さんの同じ質問をしましたら、只今の委員長さんの説明が根本の理由であります。そこで63会計年度中に開金にかえすべく予算に組んであつた所それがもう1年延ばしてもいいというふうないわゆる、こちらからの返答猶予願いに対して向うが受け入れたのでそのままこれは余つておる訳ですが、それを何故それじや需要者はいるのに何故使わなかつたか。その方面に何故支出しなかつたかというふうな、当局に対して説明を求めました所。それに対しては委員会としても当局の説明は満足ではありませんでした。その点だけ、その点そこだけ委員会としては、お答えいたしまして、その詳しい説明は助役にお願いいたします。

助 助役～今の御質問にお答えします。

この元利償還金の方で15,500ドル追加しておるが不履行として4,274.87出しておることでございますが、この方は当初予算の6,572ドルは企業体として借りております。毎年の均等償還額の6,572ドルでございます。それから15,000ドルの追加と申しますのは、この方は起債の条件といたしまして政府からの補助金については、金額これを償還にあてるというふうな条件になつておる訳でございますが当初予算には單に補助金をぬきにしての年賦償還額を計上してあつた訳でございます。この方はどつちかと申しますと当時水道公社の方が統理しておつた住宅関係の方を全部市の方に移管するということについてはどうしても、そこに資金の裏付けがなければ移管出来ないと、そういう何ぞ水道公社ともタイアップしまして開金の方に補助金の金額償還については、何とかして見合わしてもらつて、そして水道公社の顧客の方を宜野湾の方できゅう収してもらうよういうという善処方のお願いをして、じや計画書を出してくれというふうな何ぞ計画書を出して、結局は21,000ドル位いかの補助金をその内から63年度においては15,000ドル払つていいかからというふうになつて追加更正で15,000ドルあげておつた訳でございます。しかし水道公社からの引継ぎの方がこちの予期していなかつた。即ち宜野湾市における全需要者の方を市の方に移管するとそういうふうな何になりましたので、尚15,000ドル償還するというふうにはしておきましたものの一ヶ年の予算ではどうしても水道公社の顧客を全部きゅう収するということは出来ませんので、その点再三再度にわた

ことになつておるんですね。

4 番～これだけの利益金が出ているのにそういうような誓約の支払金を来年に、次年度にこれだけ繰越したという理由がどの辺にあるかですね。当然予算化して払うべき金は予算にとられてありますので、次年度にもち越して払う必要はないんじやないかと思いますが、それについては、どういつた様な理由があつたかですね。次年度にもち越さなければならぬといふのは。

5 番～只今の御質問にお答えします前に委員会の審査におきましたも、4番議員さんの同じ質問をしましたら、只今の委員長さんの説明が根本の野口であります。そこで63会計年度中に開金にかえすべく予算に組んであつた所それがもう1年延ばしてもいいというふうないわゆる、こちらからの廻済猶予願いに對して向うが受け入れたのでそのままこれは余つておる訳ですが、それを何故それじや需要者はいるのに何故債務なかつたか。その方面に何故支出しなかつたかといふうな、当局に對して説明を求めました所。それに対するは委員会としても当局の説明は満足ではありませんでした。その点だけ、その点そこだけ委員会としては、お答えいたしまして、その詳しい説明は助役にお願いいたします。

助役～今の御質問にお答えします。

この元利償還金の方で15,500ドル追加しておるが不要額として4,274.87出しておることでございますが。この方は当初予算の6,572ドルは企業体として借りております。毎年の均等償還額の6,572ドルでございます。それから15,000ドルの追加と申しますのは、この方は起債の条件といたしまして政府からの補助金については、金額これを償還にあてるといふうな条件になつておる訳でございますが当初予算には單に補助金をぬきにしての年賦償還額を計上してあつた訳でございます。この方はどつちかと申しますと当時水道公社の方が統理しておつた住宅関係の方を全部市の方が移管するということについてはどうしても、そこに資金の裏付けがなければ移管出来ないと、そういう何で水道公社ともタイアップしまして開金の方に補助金の金額償還については、何とかして見合わしてもらつて、そして水道公社の顧客の方を宜野湾の方できゅう収してもらうよういうといふうな何で計画書出して、結局は21,000ドル位いかの補助金をその内から63年度においては15,000ドル払つていいからといふうになつて追加更正で15,000ドルあげておつた訳でございます。しかし水道公社からの引離ぎの方がこちの予期していなかつた。即ち宜野湾市における全需要者の方を市の方に移管するとそういうふうな何になりましたので。尚15,000ドル償還するといふうにはしておきましたものの一ヶ年の予算ではどうしても水道公社の顧客を全部きゅう収するということは出来ませんので、その点再三再度にわた

つて水道公社とタイアップしまして開金の方に専補助金の返済の額を考慮してもらいたいという申し入れをしまして、こちらから正式に文書でもつてやつたのですが、向こうとしては返すべき金額は返して又借りた方がいいんじやないかというふうなことを云つておつた訳でございますが、もと論理論的にそういうふうになりますのであります。しかしこつちとしては水道公社との切り替えの方は着々事業化として進めておりましたので、金そのものにおいては結局手持の方がないと、そういうふうな何からして又水道公社にお願いして、再度開金の方に何しましたら、結局はじやその内から結局 21,000 ドルいくらかの補助金の内、あと 10,500 ドルだけ残つて、残りの方は払つていよいということに口頭でなりまして、結局今先の給水施設において不~~用~~額を出したのも結局年度末ぎりぎりになつて、向こうから口頭でいいというふうになりましたので、事業の方も出来ずに又返済の方も不~~用~~額に回した様な~~様~~好んであります。追加更正の 15,000 ドルから結局は、あと 10,500 ドルだけ残して水道公社の方に支払われた関係で 4,500 ドルいくらかの不~~用~~額が出ている訳でございます。

4 番～43 ページの 2 款 1 項 2 目、賃金であります。1,352 ドルについて御説明願います。この 1,352,56 ドルの人夫賃になつておりますがどういつた様な人夫賃であるかですね。

財政委員長～委員会といたしましては、この面までは見なかつたんであります。付記の通り給水工事人夫賃だということぞ、この点じや詳細細にわたつては 1 ツ助役から御説明してもらいます。

助 役～私の方から変つて御説明申しあげます。この方は給水工事のための臨時人夫賃というふうになつておりますが、結局現在一組の工事を含んで回わした。この方は 1 組の内に 4 名でやつておりますが、この 4 名の内結局 1 人は職工が回つてやつておりますが、他の方は企業体のあり方からして、定数化するよりも臨時の方でやつた方がいいんじやないかという何んで、これは事業当初から職工の方は 2 人おいて、そして他の方は全部臨時にこの方でやつておりますので、その人夫賃というふうになつております。

4 番～何名ですか。

助 役～3 名であります。

議 長～大体質疑もついた様でありますが、質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

つて水道公社とタイアップしまして開金の方に尙補助金の返済の額を考慮してもらいたいという申し入れをしまして、こちらから正式に文書でもつてやつたのですが、向こうとしては返すべき金額は返して又借りた方がいいんじやないかというふうなことを云つておつた訳でござりますですが、もち論理論的にそういうふうになりますのであります。しかしこつちとしては水道公社との切り替えの方は着々事業化として進めておりましたので、金そのものにおいては結局手持の方がないと、そういうふうな何からして又水道公社にお願いして、再度開金の方に何しましたら、結局はじやその内から結局 21,000 ドルいくらかの補助金の内、あと 10,500 ドルだけ残つて、残りの方は払つていよいということに口頭でなりまして、結局今先の給水施設において不要額を出したのも結局年度末ぎりぎりになつて、向こうから口頭でいいというふうになりましたので、事業の方も出来ずに又返済の方も不要額に回した様な格好であります。追加更正の 15,000 ドルから結局は、あと 10,500 ドルだけ残して水道公社の方に支払われた関係で 4,500 ドルいくらかの不要額が出ている訳でございます。

4 番～43 ページの 2 款 1 項 2 目、賃金であります、1,352 ドルについて御説明願います。この 1,352,56 ドルの人夫賃になつておりますがどういつた様な人夫賃であるかですね。

財政委員長～委員会といたしましては、この面までは見なかつたんであります、付記の通り給水工事人夫賃だということぞ、この点じや詳細細にわたつては 1 ツ助役から御説明してもらいます。

助 役～私の方から変つて御説明申しあげます。この方は給水工事のための臨時人夫賃というふうになつておりますが、結局現在一組の工事を含んで回わした。

この方は 1 組の内に 4 名でやつておりますが、この 4 名の内結局 1 人は職工が回つてやつておりますが、他の方は企業体のあり方からして、定数化するよりも臨時の方でやつた方がいいんじやないかという何んぞ、これは事業当初から職工の方は 2 人おいて、そして他の方は全部臨時にこの方でやつておりますので、その人夫賃というふうになつております。

4 番～何名ですか。

助 役～3 名であります。

議 長～大体質疑もつきた様でありますが、質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることにいたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する討論を省略することにいたします。

議長～議案第2号、1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定についてを表決に付します。
委員会案通り承認することに御異議ございませんか。

(異議なしと認呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、委員会案通り承認することに決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後4時14分)

議長～再開いたします。(午後4時19分)

議長～日程の順に従いまして継続審議になりました議案第5号、1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正についてを議題といたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後4時20分)

議長～再開いたします。(午後4時21分)

◎番～追加更正予算案でございますが、収入はこれは減りような・増して更正するというのはうなずけるんですが、この減るというふうな予想して更正した理由を少しお聞かせ願います。

助役～この方は付記の方にも説明しております通りに。当初予算におきましては、63年の10月に高良住宅地域の方を水道公社から引き継ぐんだというふうにやつておりましたが、先きから申し上げます様に資金関係の何からしまして、結局水道公社との、この引き継ぎ関係が64年の1月にのびたために、これだけの減るというふうになつておりますが、この方は第3回の追加更正をやるに当りまして、資

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることにいたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する討論を省略することにいたします。

議長～議案第2号、1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定についてを表決に付します。
委員会案通り承認することに御異議ございませんか。

(異議なしと認呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、委員会案通り承認することに決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後4時14分)

議長～再開いたします。(午後4時19分)

議長～日程の順に従いまして継続審議になりました議案第5号、1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正についてを議題といたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後4時20分)

議長～再開いたします。(午後4時21分)

5番～追加更正予算案でございますが、収入はこれは減でしょうか。増して更正するというのはうなづけるんですが、この減るというふうな予想して更正した理由を1つ御説明願います。

助役～この方は付記の方にも説明しております通りに、当初予算におきましては、63年の10月に高良住宅地域の方を水道公社から引き継ぐんだというふうにやつておりましたが、先きから申し上げます様に資金関係の何からしまして、結局水道公社との、この引き継ぎ関係が64年の1月にのびたために、これだけの減というふうになつておりますが、この方は第3回の追加更正をやるに当りまして、資

本収入として繰越金の方が 8,400 ドル 40セントでございますので、この時点において 1 項 1 目の方も減ということをはつきりしますので、こつちの方に減として追加更正してある訳でございます。

5 番～そうしましたら、この高良住宅の移管もまだ正式に移管されていないからというのが理由でありますね。現在その維持管理はどこが当つていますか。

助 役～現在においては高良住宅関係も全部水道公社から市の方が引継いでおります。

5 番～維持管理はこつちがやつている訳ですね。そすとこの減は何月から何月までの見積額ですか。

助 役～結局 63 年の 10 月予定のとが、64 年の 1 月になつたためということです。

5 番～そすると、これは 3 ケ月分のあれですか。

4 番～才出の 2 款 1 項 2 目の原材料費の 6,000 ドルについては、量水器購入 1,000 個分となつておりますが、これはどこにそえ付けるための量水器であるのか、それについて御説明願います。

助 役～お答えします。この方はどこにという何じやなくて、各地域における需要増加の何を見越してやつておる訳でございますが、他の資材については、沖縄の方で需要に応じて発注の方は出来ますですが、この方はどうしても日本の方に発注しなければいけない関係からまして、これだけの予備として持つておかなければ今後の需要増加には対応しきれないという何ぞ結局はどこという何じやなくしてそえ置き、地域に対するこれから増加としての予備資材というふうに購入したいと思います。

5 番～才出の 2 款 1 項 2 目でありますが 200 ドルのすずらん通りアスファルト舗装工事による修繕というの、これは水道管を傷つけたんですか

助 役～お答えします。この方は上の方に 900 ドルという修繕費がございますが、この方は当初の計画でございまして、この 900 ドルの方は、本管工事の 900 ドルでございます。この方はサックスに行く通りから役所の前から行く通りまでの上つた所でございますが、あの方がアスファルト工事によって土面の部分が約 30 センチ下りますので結局これに応じての建設工事としての費用が見積られておりませんので、結局水道工事として 30 センチ下つたのに応じて、又これは下げなければいけないという何ぞ、これは本管工事として 900 ドルそれから下の方は 200 ドルとなつておりますが、この方は結局本管

本収入として繰越金の方が 8,400 ドル 40セントでございますので、この時点において 1 項 1 目の方も減ということをはつきりしますので、こつちの方に減として追加更正してある訳でございます。

5 番～そうしましたら、この高良住宅の移管もまだ正式に移管されていないからというのが理由でありますね。現在その維持管理はどこが当っていますか。

助 役～現在においては高良住宅関係も全部水道公社から市の方が引継いでおります。

5 番～維持管理はこつちがやつてある訳ですね。そすとこの減は何月から何月までの見積額ですか。

助 役～結局 63 年の 10 月予定のとが、64 年の 1 月になつたためということです。

5 番～そすると、これは 3 ヶ月分のあれですか。

4 番～才出の 2 款 1 項 2 目の原材料費の 6,000 ドルについては、量水器購入 1,000 個分となつておりますが、これはどこにそえ付けるための量水器であるのか、それについて御説明願います。

助 役～お答えします。この方はどこにという何じやなくて、各地域における需要増加の何を見越してやつておる訳でございますが、他の資材については、沖縄の方で需要に応じて発注の方は出来ますが、この方はどうしても日本の方に発注しなければいけない関係からしまして、これだけの予備として持つておかなければ今後の需要増加には対応できないという何で結局はどこという何じやなくしてそえ置き、地域に対するこれから増加としての予備資材というふうに購入したいと思います。

5 番～才出の 2 款 1 項 2 目でありますが 200 ドルのすずらん通りアスファット舗装工事による修善というのは、これは水道管を傷つけたんですか

助 役～お答えします。この方は上の方に 900 ドルという修善費がございますが、この方は当初の計画でございまして、この 900 ドルの方は、本管工事の 900 ドルでございます。この方はサツクスに行く通りから役所の前から行く通りまでの上つた所でございますが、あの方はアスファルト工事によって土面の方が約 30 センチ下りますので結局これに応じての建設工事としての費用が見積られておりませんので、結局水道工事として 30 センチ下つたのに応じて、又これは下げなければいけないという何で、これは本管工事として 900 ドルそれから下の方は 200 ドルとなつておりますが、この方は結局本管

切りますので、その修理するまでの臨時的給水にまにあわすための給水工事、各家への引込みの工事の何を計上してある訳でございます。

5番～それは修繕費にするものが妥当ですがね、そういう内容でありますならば。

助役～この方は全部この市直営でやつておりますので、修繕費に含んでおります。

3番～この給水収益の減の場合に高良住宅が3ヶ月延期したために1,311ドルという様な減収になつておりますが、その給水費がそうなつた場合には、原価が月当り166ドルに対して、売るのが437ドルということになる訳ですが、その額が月271という純益を上げている結果になつておるんですが、実際そういう計算上はそうなるが、実際そうであるかですね。この予算に盛られているのが、3ヶ月分にして1,311ドルの諸給水収益に対して、受水費が498ドルということになつておりますが、1ヶ月当りから給水の方が437ドル、それから受水購入費が166ドルということになつて、その差額が純益が271ドルというのが、高良住宅地のその部分からそういう利益があがるんだがそういう計算になるのかどうか。

助役～この差額の方は決算の方で表われております通りに、宜野湾においては調定前の計画は結局は受水費の約2.1倍というふうなかつこうになつておりますと、これからしますと3倍以上というふうなかつこうになつておりますが、受けの方でも減はこれは高良住宅の減として何しておりますが、この支出の方の受水費の減については結局は、その他に当初予算において水盛られた分と、それから高良住宅の減について水盛られた分のかみ合せになつておりますので、これだけ減というふうにしてある訳でございます。

高良住宅の方においてはですね、まだへらさなければいけないんだが、他の方の水盛において課税されておりますので、これだけへらしてあるという事です。

3番～最と利益があがるということですか。

助役～利益は先に申し上げたように、受水費に対して調定額は約2.1倍といふうなかつこうになつてある訳でございます。

議長～暫休いたします。(午後4時30分)

議長～再開いたします。(午後4時40分)

助役～お答えします。この方は結局は市町村の予算というものは、1ヶ月

切りますので、その修理するまでの臨時的の給水にまにあわすための給水工事、各家ていへの引つ込みの工事の何を計上してある訳でござります。

5 番～それは修繕費にするものが妥当ですがね。そういう内容でありますならば。

助 役～この方は全部この市直営でやつておりますので、修繕費に含んでおります。

3 番～この給水収益の減の場合に高良住宅が3ヶ月延期したために 1,311 ドルという様な減収になつておりますが、その給水費がそうなつた場合には、原価が月当り 166 ドルに対し、売るのが 437 ドルということになる訳ですが、その額が月 271 という純益を上げている結果になつておるんですが、実際そういう計算上はそうなるが、実際そうであるかですね。この予算に盛られているのが、3ヶ月分にして 1,311 ドルの純給水収益に対して、受水費が 498 ドルということになつておりますが、1ヶ月当りから給水の方が 437 ドル、それから受水購入費が 166 ドルということになつて、その差額が純益が 271 ドルというのが、高良住宅地のその部分からそういう利益が、あがるんだがそういう計算になるのかどうか。

助 役～この差額の方は決算の方で表われております通りに、宜野湾においては調定前の計画は結局は受水費の約 2.1 倍というふうなかつこうになつておりますと、これからしますと 3 倍以上というふうなかつこうになつておりますが、受けの方でも減はこれは高良住宅の減として何しておりますですが、この支出の方の受水費の減については結局は、その他に当初予算において水盛られた分と、それから高良住宅の減について水盛られた分のかみ合せになつておりますので、これだけ減というふうにしてある訳でございます。
高良住宅の方においてはですね、まだへらさなければいけないんだが、他の方の水盛において課税されておりますので、これだけへらしてあるという事です。

3 番～最と利益があがるということですか。

助 役～利益は先に申し上げたように、受水費に対して調定額は約 2.1 倍というふうなかつこうになつておる訳でございます。

議 長～暫休いたします。(午後 4 時 30 分)

議 長～再開いたします。(午後 4 時 40 分)

助 役～お答えします。この方は結局は市町村の予算というものは、1ヶ年

の才計でもつて 1ヶ年の何をまかぬうという様なかつこうになつておりますので、先の 63 年度の決算の方でも指摘がありました様に何故不用額を出したかという点でございますが、結局は 1ヶ年の収入を見積つて、そして 1ヶ年の収支を見積つたのが予算でございますので、当初予算において歳越金を計上するというのは、これは予算の原則から反するんじやないかというふうな解しやすくしております。結局は当初予算においてはいものとして費目存置というふうな予算減収になつてゐる訳です。

議長～大体質疑もつきたようではあります、質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案にたいする質疑を打切ることにいたします。

議長～では本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がありますが、討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を省略することに決定いたします。

議長～議案第 5 号、1964 年度宜野湾市上下水道特別会計才入才出追加更正予算についてを表決に付します。
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、議案第 5 号、1964 年度宜野湾市上下水道特別会計才入才出追加更正予算については原案通り可決決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後 4 時 42 分)

議長～再開いたします。(午後 4 時 43 分)

議長～次は総統審議になつております決議案第 2 号、議会議員の本土研修派遣についてを議題とします。

の才計でもつて 1ヶ年の何をまかぬうという様なかつこうになつておりますので、先の 63 年度の決算の方でも指摘がありました様に何故不要額を出したかという点でございますが、結局は 1ヶ年の収入を見積つて、そして 1ヶ年の収支を見積つたのが予算でございますので、当初予算において繰越金を計上するというのは、これは予算の原則から反するんじやないかというふうな解しやくをしております。結局は当初予算においてはいものとして費目存置というふうな予算減収になつてゐる訳です。

議長～大体質疑もつきたようありますが、質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案にたいする質疑を打切ることにいたします。

議長～では本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がありますが、討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を省略することに決定いたします。

議長～議案第 5 号、1964 年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算についてを表決に付します。
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、議案第 5 号、1964 年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算については原案通り可決決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後 4 時 42 分)

議長～再開いたします。(午後 4 時 43 分)

議長～次は継続審議になつておりました決議案第 2 号、議会議員の本土研修派遣についてを議題とします。

- 議 長～本案に対する質疑を求めます。
- 議 長～暫休憩いたします。(午後4時45分)
- 議 長～再開いたします。(午後4時47分)
- 議 長～本案につきましては質疑、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。
- (異議なしと呼ぶ)
- 議 長～御異議がないものと認め本案にたいする質疑、討論を省略することにいたします。
- 議 長～では決議案第2号、議會議員の本土研修派遣についてを表決に付します。
原案通り派遣することに御異議ございませんか。
- (異議なしと呼ぶ)
- 議 長～御異議がないものと認め、決議案第2号、議會議員の本土派遣については原案通り派遣することに決定いたします。
- 議 長～暫休憩いたします。(午後4時50分)
- 議 長～再開いたします。(午後4時53分)
- 議 長～決議案第1号、講和発効前補償問題の早期解決方についてを議題といたします。本案は質疑の段階において継続審議になつておりますので引き続き質疑を願います。
- 4番～質疑、討論省略の動議を提出いたします。
- (賛成と呼ぶ)
- 議 長～只今4番議員より質疑、討論省略の動議が提出され、所定の賛成者がございましたので、動議は成立しております。
お諮りいたします。質疑、討論を省略することに御異議ございませんか。
- (異議なしと呼ぶ)
- 議 長～御異議がないものと認め本案に対する質疑、討論を省略することに決定いたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。午後4時45分)

議長～再開いたします。(午後4時47分)

議長～本案につきましては質疑・討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案にたいする質疑・討論を省略することにいたします。

議長～では決議案第2号、議会議員の本土研修派遣についてを表決に付します。
原案通り派遣することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、決議案第2号、議会議員の本土派遣については原案通り派遣することに決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後4時50分)

議長～再開いたします。(午後4時53分)

議長～決議案第1号、諒和発効前補償問題の早期解決方についてを議題といたします。本案は質疑の段階において継続審議になつておりますので引き続き質疑を願います。

4番～質疑・討論省略の動議を提出いたします。

(賛成と呼ぶ)

議長～只今4番議員より質疑・討論省略の動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立しております。
お諮りいたします。質疑・討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する質疑・討論を省略することに決定いたします。

議長～決議案第1号、講和発効前補償問題の早期解決方についてを表決に付します。
原案通り要請することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、決議案第1号、講和発効前補償問題の早期解決方については原案通り可決決定いたします。
尚送付先については、アメリカ政府の大統領、国防長官、国務長官(～異議なしと呼ぶ)下院議長、上院議長、以上のとおり送付します

議長～暫休憩いたします。(午後4時57分)

議長～再開いたします。(午後5時)

議長～只今定刻5時であります。時間延長をしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後5時1分)

議長～再開いたします。(午後5時14分)

議長～本日の日程は全部終了いたしましたので、ここでをもつて本日の会議を終ることにいたします。尚次回は30日の午前10時より会議を開くことにいたします。

議長～散会(5時15分)

議長～決議案第1号、譲和発効前補償問題の早期解決方についてを表決に付します。
原案通り要請することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、決議案第1号、譲和発効前補償問題の早期解決方については原案通り可決決定いたします。
尚送付先については、アメリカ政府の大統領、国防長官、国務長官
(異議なしと呼ぶ) 下院議長、上院議長、以上のとおり送付します

議長～暫休憩いたします。(午後4時57分)

議長～再開いたします。(午後5時)

議長～只今定刻5時であります。時間延長をしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後5時1分)

議長～再開いたします。(午後5時14分)

議長～本日の日程は全部終了いたしましたので、ここでもつて本日の会議を終ることにいたします。尚次回は30日の午前10時より会議を開くことにいたします。

議長～散会(5時15分)